

## りそなクレジット一体型カード〈クラブポイントプラス〉特約

### 第1条(名称・目的)

本特約は、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行または株式会社近畿大阪銀行(以下「当行」といいます。)と、りそなカード株式会社(以下「当社」といいます。)および株式会社ジェーシービー(以下併せて「両社」という。)が発行する「りそなクレジット一体型カード〈クラブポイントプラス〉」(以下「一体型カード」といいます。)の発行条件および一体型カードの機能・使用方法等について定めるものです。

### 第2条(機能)

1. 一体型カードとは、当行の普通預金のキャッシュカードとしての機能(「キャッシュカード規定(個人用)」および「生認証ICキャッシュカードにかかる特約」により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。)および両社のクレジットカードとしての機能(「JCB CARD 規約・規定集」により定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます。)を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいいます。

2. 「普通預金規定」「キャッシュカード規定(個人用)」「JCB CARD 規約・規定集」および本特約を承認のうえ、当行および両社に一体型カードの利用を申込み、当行および両社が認めた者(以下「一体型会員」といいます。)に対し、当行および両社は、「キャッシュカード規定(個人用)」により発行されるキャッシュカード(以下「キャッシュカード」といいます。)および「JCB CARD 規約・規定集」により発行されるクレジットカード(以下「りそなクレジット一体型カード〈クラブポイントプラス〉JCB」といいます。)に代えて、一体型カードを発行し、貸与するものとします。なお、当行および両社が一体型会員と認めなかった場合で、当行が認めた場合には、当行所定のキャッシュカードを発行し、貸与します。

3. 一体型カードにおけるクレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座(以下「決済口座」といいます。)は、当該一体型カードが発行される普通預金口座とし、それ以外の口座は決済口座に指定できないものとします。

### 第3条(所有権)

1. 一体型カードの所有権は、当行および両社に帰属するものとします。

2. 一体型会員は、一体型カードの使用と管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、一体型カードを第三者に貸与、質入れ、譲渡等その占有を第三者に移転することはできません。

3. 一体型会員は、一体型カードを貸与されたときはただちに当該一体型カードの所定欄に自署するものとします。

### 第4条(発行について)

一体型カードの発行は、当行もしくは両社が自ら、または当行もしくは両社が指定する第三者に委託して行うものとします。

### 第5条(取扱いについて)

1. 一体型会員は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器(以下「自動機」といいます。)において一体型カードを利用する場合は、一体型カード表面に記載されているカード挿入

方向の指示に従って、キャッシュカード機能とICキャッシュカード機能・クレジットカード機能を使い分けするものとします。

2. 前項において、一体型会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、当行および両社の故意または過失による場合を除き、一体型会員が負担するものとし、また一体型会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

#### 第6条(クラブポイントの加算)

1. 本カードのポイント加算には、当行が運用するりそなクラブ、埼玉りそなクラブ、近畿大阪クラブ(以下、「各クラブ」という。)への入会手続きが必要です。
2. 当行は、本カードの利用により、各クラブサービス規定に定めるクラブポイント(以下「ポイント」という。)を加算します。当該加算ポイント数は、両社が発行するカードご利用代金明細書に記載されます。ただし、ポイント加算(各クラブ会員専用サイトへの反映)は、当行が定めるポイント加算基準に基づき、カードご利用代金明細書発行後の口座振替月 20 日までに実施します。
3. 各クラブポイント加算月の前月末時点で各クラブのご契約がない場合、ポイントは加算されません。
4. その他各クラブに関する詳細については各クラブサービス規定が適用されるものとします。

#### 第7条(盗難・紛失等)

1. 一体型会員が、一体型カードを盗難、詐取もしくは横領され、または紛失した場合(以下盗難、紛失等といいます。)は、速やかに当行および当社に通知し、当行所定の書面で当行に届出を行うと共に、所轄警察署へ届出を行うものとします。一体型会員による届出書面を当行は当社へ送付し、これをもって「JCB CARD 規約・規定集」に定める届出があったものとします。盗難・紛失等の通知を当行が受けた場合には、当行がキャッシュカード機能を停止するものとします。また盗難・紛失等の通知を両社が受けた場合には、両社のいずれかがクレジットカード機能を停止するものとします。
2. 前項にかかわらず、当行および両社のいずれかに盗難・紛失等の通知があった場合、当行がキャッシュカード機能を、両社がクレジットカード機能をそれぞれ停止することができるものとします。これに伴う不利益・損害等については、当行および両社の故意または過失による場合を除き、当行および両社は責任を負わないものとします。
3. 盗難・紛失等により被る損害については、一体型会員と当行の間では「キャッシュカード規定(個人用)」が、一体型会員と両社の間では「JCB CARD 規約・規定集」がそれぞれ適用されるものとします。

#### 第8条(届出事項の変更)

1. 一体型会員が届け出た氏名、勤務先、住所、電話番号等に変更があった場合には、一体型会員は当行所定の書面により当行に届け出るものとします。一体型会員が届け出た変更事項については、当行は当社へ送付し、これをもって「JCB CARD 規約・規定集」に定める届出があったものとします。
2. 前項のうち氏名に変更があった場合、あわせて当該一体型カードを当行に提出するものとします。なお、新たに一体型カード等が交付されるまでの間、一体型会員は一体型カードを利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および両社の故意または過失による場合を除き、当行および両社は責任を負わないものとします。

#### 第9条(有効期限)

1. 一体型カードの有効期限は一体型カード上に表示され、当該有効期限までに退会の申出がない場合で当行および両社が審査のうえ引き続き会員として認める場合には、当行所定のキャッシュカードを一体型会員の当行届出住所あてに送付するものとし、有効期限を更新した両社所定のクレジットカードを両社届出住所あてに送付します。また、両社がクレジットカード機能の引き続きの利用を認めない場合は、当行所定のキャッシュカードを送付するものとします。

2. 有効期限到来まで使用していた一体型カード(以下「旧カード」といいます。)のICキャッシュカード機能は有効期限経過により無効となります。また前項により送付されたキャッシュカードのキャッシュカード機能が利用されたときも同様です。

3. 一体型会員が前条第1項の届出を怠る等の事由で本条第1項により送付されたキャッシュカードを受領することができない場合でも前項により旧カードのキャッシュカード機能は無効になりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および両社の故意または過失による場合を除き、当行および両社は責任を負わないものとします。

#### 第10条(各機能の解約・分離等)

1. 一体型会員は、次のことを行う場合には、当行所定の書面により当行に届出を行い、あわせて当該一体型カードを当行に提出するものとします。一体型会員が提出した書面の全部または一部については、当行から両社に送付し、これをもって「JCB CARD 規約・規定集」に定める申込または届出があったものとします。なおこの場合には、一体型カードとしてのご利用はできなくなります。

(1) 一体型カードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能の双方の解約を希望する場合。

(2) 一体型カードのクレジットカード機能を解約し、キャッシュカードの発行を希望する場合。

2. 前項(2)の場合において、新たに当行所定のキャッシュカードが交付されるまでの間、一体型会員はキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および両社の故意または過失による場合を除き、当行および両社は責任を負わないものとします。

3. 一体型カードを、当行所定のキャッシュカードと両社所定のクレジットカードの二枚に分離する場合、一体型カードのクレジットカード機能を解約し、新たにクレジットカードのお申込みをするものとします。また、キャッシュカードについては、当行所定のキャッシュカードを再発行するものとします。

#### 第11条(一体型カード機能の利用停止等と回収)

1. 一体型会員が、本特約、「JCB CARD 規約・規定集」等に違反した場合、その他当行または両社が一体型会員として不適当と認めた場合は、当行または当社は、何らの通知、催告を要せずしてクレジットカード機能の利用停止または利用資格を取り消す(以下「利用停止等」といいます。)ことができるものとします。この場合当行は本一体型カードのキャッシュカード機能の利用についても停止することができるものとします。

2. 利用停止等の場合には、当行または両社は一体型会員に事前に通知、催告等をすることなく、当行および提携行の現金自動支払機や両社の加盟店等を通じて、一体型カードを回収することができる

ものとしします。

3. 当行または両社が第1項記載のクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、一体型会員は一体型カードをただちに当行および両社の指示する方法に従い当行または両社に返却するものとしします。利用停止等の場合は、当行が当行所定のキャッシュカードを発行し、貸与するものとしします。

4. 利用停止等から前項に記載するキャッシュカードが交付されるまでの間、一体型会員はキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および両社の故意または過失による場合を除き、当行および両社は責任を負わないものとしします。

#### 第12条(再発行について)

1. 一体型カードの盗難・紛失・破損・汚損等の理由により一体型会員が希望した場合や氏名変更の場合は、当行所定の書面により当行に届出を行い、当行および両社が審査のうえ、一体型カードを発行します。なお、当行および両社が合理的と認める理由がある場合は一体型カードを再発行しない、または一体型カードを再発行をせず当行所定のキャッシュカードのみを発行する、または当行所定のキャッシュカードと両社所定のクレジットカードを発行することがあります。

2. 前項により一体型カードまたは当行所定のキャッシュカードおよび両社所定のクレジットカードが再発行される場合には、一体型会員は当行および両社所定の手数料を支払うものとしします。

3. 一体型会員が盗難・紛失等以外の理由により一体型カードの再発行を希望する場合には、当該一体型会員が所持する一体型カードを当行に返却するものとしします。

#### 第13条(個人情報の収集・保有・利用等)

一体型会員は、当社が指定する当行(下記の提携会社等(個人情報の提供に関して契約を取り交わした企業に限る))に下記の目的のために必要な保護措置を行ったうえで下記の共同利用する個人データの項目を提供し、当行(提携会社等)が自己の事業活動のために利用することに同意します。

(当行(提携会社等))

株式会社りそな銀行

株式会社埼玉りそな銀行

株式会社近畿大阪銀行

(利用目的)

商品・役務等の市場調査、商品開発、サービス情報のお知らせ、宣伝物・印刷物の送付等の営業活動(共同利用する個人データの項目)

- ① 申込み時もしくは入会後に一体型会員が申込書等に記入しもしくは一体型会員が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報およびお電話等でのお問合せ等により両社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)
- ② 一体型会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報(以下総称して「契約情報」という)
- ③ 一体型会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基

## づく信用情報

- ④ お電話等でのお問合せ等により両社が知り得た情報(通話情報を含む)
- ⑤ 両社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況
- ⑥ 両社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
- ⑦ 官報や電話帳等の公開情報

## 第14条(利用内容・取引内容の共有)

1. 一体型会員は、第13条の当行(提携会社等)が一体型会員に対して一体型会員の本カードの利用内容に応じた提携会社商品の優遇サービス等の提供を申出する場合ならびに一体型会員がそのサービスを利用する場合において、第13条記載の共同利用する個人データの項目を当社と当行(提携会社等)において共有することをあらかじめ同意します。

2. 一体型会員は、当社が一体型会員に対して一体型会員の当行(提携会社等)の取引内容に応じた当社商品の優遇サービス等の提供を申出する場合ならびに一体型会員がそのサービスを利用する場合において、一体型会員の当行(提携会社等)の取引内容を当社と当行(提携会社等)において共有することにあらかじめ同意します。

## 第15条(規定および規約の準用)

本特約に特段の定めがない事項のうち、一体型カードのキャッシュカード機能については「普通預金規定」「キャッシュカード規定(個人用)」および「生体認証ICキャッシュカードにかかる特約」を、クレジットカード機能については「JCB CARD 規約・規定集」を、それぞれ準用するものとします。

## 第16条(本特約の優先適用)

本特約と「キャッシュカード規定(個人用)」または「JCB CARD 規約・規定集」の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

## 第17条(本特約の変更等)

本特約の各条項は、金融情勢の変化、当社の都合等により変更する事があります。変更時には店頭での掲示・ホームページでの掲示・郵送等当社が定める方法により変更内容を一体型会員に通知します。なお変更日以降は、変更後の特約により取扱うものとします。

(2019年2月28日現在)